

諮問日：令和2年8月28日（令和2年度（最情）諮問第18号）

答申日：令和3年2月22日（令和2年度（最情）答申第51号）

件名：緊急事態宣言発令後に実務修習をどのように実施する予定であるかが分かる文書の一部開示の判断に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「緊急事態宣言発令後，73期実務修習をどのように実施する予定であるかが分かる文書」の開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が，別紙記載の各文書を対象文書として特定し，そのうち別紙記載2の文書（以下「本件対象文書」という。）の一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は，妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は，苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が令和2年7月8日付けで原判断を行ったところ，取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ，取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 本件対象文書のうち原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）が本当に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条6号に定める不開示情報に相当するか不明である。
- 2 特定の地方裁判所の配属と思われる司法修習生のSNSの投稿によれば，本件不開示部分に記載された課題案を含む文書が配属庁から司法修習生に配布されたようである。そして，このことによって修習目的の達成に支障が生じたとは思われなことからすれば，本件不開示部分は法5条6号に定める不開示情報に相当しないといえる。

#### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件対象文書には、司法研修所民事裁判教官室、刑事裁判教官室、民事弁護教官室及び刑事弁護教官室がそれぞれ作成した「分野別実務修習において自宅学修に切り替えた場合等に司法修習生に与える課題について」（以下、併せて「本件別添文書」という。）が添付されており、司法修習生に与える具体的な課題案が記載されている。本件不開示部分は、この課題案が記載された部分である。

分野別実務修習中の自宅学修において司法修習生に与える課題は各配属庁会が決定しており、本件別添文書は、その際の参考としてもらうために各配属庁会に提供したものであって、司法修習生には配布していない。本件不開示部分に記載された課題案については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等に応じ、今後、再び司法修習生が自宅学修を行うこととなった際等に課題案として再度利用される可能性があるところ、本件不開示部分が公になると、各配属庁会による指導の実施に混乱を生じさせる可能性があるほか、司法修習生がこれらの情報に接することにより、修習目的が十分達成できないおそれが生じる。

したがって、本件不開示部分は、公にすると、修習事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号に定める不開示情報に相当する。

#### 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- |             |                     |
|-------------|---------------------|
| ① 令和2年8月28日 | 諮問の受理               |
| ② 同日        | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ 同年9月10日   | 苦情申出人から意見書及び資料を收受   |
| ④ 令和3年1月22日 | 本件対象文書の見分及び審議       |
| ⑤ 同年2月19日   | 審議                  |

#### 第6 委員会の判断の理由

1 見分の結果によれば、本件対象文書は、司法修習における新型コロナウイルス感染症への対応として、分野別実務修習中に自宅学修へと切り替えた場合等に司法修習生に与える課題に関する事務連絡であり、本件別添文書中の本件不開示部分は、司法研修所民事裁判教官室、刑事裁判教官室、民事弁護教官室及び刑事弁護教官室がそれぞれ作成した課題案であることが認められる。

最高裁判所事務総長の上記説明によれば、自宅学修の課題は各配属庁会が決定するものであり、本件別添文書はその際の参考としてもらうために各配属庁会に提供したものであって、司法修習生には配布されておらず、また、上記課題案については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等に応じ、今後、再び自宅学修を行わせることとなった際等に再度利用される可能性があるとのことである。このような上記課題案の性格を踏まえて検討するならば、本件不開示部分が公になると、今後、再び自宅学修が行われることとなった場合に、各配属庁会において効果的な自宅学修を行わせるための課題の設定等が困難になるおそれが生じ、その指導の実施に混乱を招く可能性があるほか、司法修習生においても自宅学修の効果を十分にあげられず、修習目的が達成されない事態を招くなどして、修習事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる（法5条6号）。

なお、苦情申出人は、特定の地方裁判所の配属と思われる司法修習生のSNSの投稿によれば、本件不開示部分に記載された課題案を含む文書が配属庁から当該司法修習生に配布されたようである旨主張する。しかしながら、同主張の事実関係を前提としても、本件不開示部分に記載された課題案が特定の配属庁会に配属された特定の範囲の司法修習生に対して明らかにされたにすぎず、上記課題案が公にされたとは評価できないから、上記の判断を左右するものではない。

したがって、本件不開示部分は、法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

2 以上のとおり，原判断については，本件不開示部分が法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められるから，妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長                    高   橋                    滋

委                    員                    門   口   正   人

委                    員                    長   戸   雅   子

## 別紙

- 1 令和2年3月30日付け司法研修所事務局長事務連絡「司法修習における新型コロナウイルス感染症への対応について」
- 2 令和2年4月3日付け司法研修所事務局長事務連絡「分野別実務修習において自宅学修に切り替えた場合等の課題について」
- 3 令和2年4月8日付け司法研修所事務局長事務連絡「感染拡大地域における分野別実務修習の自宅学修への切替えについて」
- 4 令和2年4月10日付け司法研修所事務局長事務連絡「分野別実務修習において自宅学修に切り替えた実務修習庁会における第3クールの取扱いについて」
- 5 令和2年4月17日付け司法研修所事務局長事務連絡「分野別実務修習の自宅学修への切替えについて」